

## 我孫子市低入札価格調査実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号。以下「規則」という。）第132条の2に規定する低入札価格調査の実施及び当該低入札価格調査を実施した場合の落札者の決定に関し必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 一般競争入札又は指名競争入札を実施した場合にあっては最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格に、総合評価一般競争入札を実施した場合にあっては最高評価値者がした申込みに係る価格について、それぞれその価格によっては、その者による当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するために行う調査をいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。
- (3) 調査対象者 一般競争入札又は指名競争入札にあっては予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者をいい、総合評価一般競争入札にあっては最高評価値者をいう。
- (4) 次順位者 一般競争入札又は指名競争入札にあっては予定価格の制限の範囲内で調査対象者の次に低い価格をもって入札した者をいい、総合評価一般競争入札にあっては最高評価値者の次に高い評価値の者をいう。

(低入札価格調査の対象)

**第3条** 低入札価格調査の対象は、工事又は製造の請負に係る契約で、次に掲げるものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札によるもの
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札のいずれかの方法により行うものであって、市長が必要と認めるもの

(調査基準価格)

**第4条** 調査基準価格は、予定価格（規則第126条第1項の規定により決定した予定価格をいう。以下同じ。）の算出の基礎となった次の各号に掲げる経費について、それぞれ当該各号に定めるところにより算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、当該100分の108を乗じて得た額が、予定価格に100分の90を乗じて得た

額を超える場合にあっては当該100分の90を乗じて得た額と、予定価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該100分の70を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

2 工事又は製造の性質上前項の規定により難いと認めるものについては、同項の規定にかかわらず、予定価格に100分の90を乗じて得た額から予定価格に100分の70を乗じて得た額の範囲内で適宜の額とすることができる。

(失格基準価格)

**第4条の2** 低入札価格調査を実施する場合には、調査基準価格を下回る入札のうち、契約の内容に適合した履行が確保できない蓋然性が高いものとして、調査を行うことなく当該入札を失格とする基準となる価格（以下「失格基準価格」という。）を定めるものとする。

2 失格基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる経費について、それぞれ当該各号に定めるところにより算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の108を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の75を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額

3 前2項の規定にかかわらず、契約の性質上失格基準価格を定めることが適当でないと市長が認めるときは、これを定めないことができる。

(予定価格書への調査基準価格等の記載)

**第5条** 発注主管課長は、契約事務の適正な執行を確保するため、規則第127条第1項に規定する予定価格書に、調査基準価格（失格基準価格を定めた場合にあっては、調査基準価格及び失格基準価格）を記載しなければならない。

(入札参加者への周知)

**第6条** 契約主管課長は、低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、次に掲げる事項を当該工事又は製造の請負に係る入札公告及び説明書面へ記載するとともに、入札執行に際しては当該事

項を説明し、低入札価格調査制度について周知するものとする。

- (1) 当該工事又は製造の請負に係る入札が低入札価格調査制度の対象であること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札者の決定を保留して入札を終了すること。この場合において、その結果は、後日通知することとなること。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、低入札価格調査において、事情聴取に協力すること。この場合において、事情聴取に協力しないときは、当該入札を無効とすること。
- (5) 失格基準価格の設定の有無
- (6) 失格基準価格を下回った入札は、失格となること。

(入札の執行)

**第7条** 入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して落札者の決定について保留する旨を宣言し、かつ、当該入札に係る落札者については、後日決定する旨を告げて入札を終了しなければならない。

2 調査基準価格を下回る入札をした者のうち、失格基準価格を下回る価格をもって入札した者は、失格とする。

(調査の実施)

**第8条** 発注主管課長（建築工事の場合は、発注主管課長及び契約検査室長。以下同じ。）は、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、当該調査対象者に対し低入札価格調査表（調査対象者用）（様式第1号）及び入札価格の積算根拠資料（内訳の詳細が分かるもの）の提出を求めるものとする。

2 発注主管課長は、前項の低入札価格調査表の提出があったときは、内容を確認の上、低入札価格調査表（発注課用）（様式第2号）を作成しなければならない。

3 発注主管課長は、前項の低入札価格調査表（発注課用）を作成したときは、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査表の提出について（様式第3号）に当該低入札価格調査表（発注課用）を添付の上、第15条に規定する我孫子市低入札価格調査会（以下第15条を除き「調査会」という。）に提出し、審査を求めなければならない。

(調査会の審査及び意見の表示)

**第9条** 調査会は、前条第3項の規定により審査の求めがあったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を低入札価格調査会での審査結果について（様式第4号）により、当該発注主管課

長へ通知するものとする。

(審査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められる場合の措置)

**第10条** 契約主管課長は、調査会が前条の審査の結果、調査対象者を落札者と決定することが適当と認めるときは、その結果を直ちに当該調査対象者にあつては入札結果通知書（様式第5号）により、調査対象者以外の入札者にあつては入札結果通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(審査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置)

**第11条** 契約主管課長は、調査会が第9条の審査の結果、当該調査対象者を落札者と決定することが不適当と認めるときは、その結果を直ちに当該調査対象者に対し入札結果通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(落札者を次順位者とする場合の措置)

**第12条** 契約主管課長は、前項の規定により調査対象者を落札者と決定することが不適当となったときは、次順位者（入札価格が予定価格の制限に達している場合に限る。）を落札者と決定するものとする。

2 契約主管課長は、前項の規定により次順位者を落札者と決定したときは、当該落札者にあつては入札結果通知書（様式第8号）により、当該落札者以外の入札者にあつては入札結果通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(次順位者の調査の実施)

**第13条** 契約主管課長は、第11条の規定により調査対象者を落札者とししない決定をした場合において、次順位者が調査基準価格を下回っていたときは、前条の規定にかかわらず、当該次順位者について、第8条から第11条までの規定に定めるところにより調査を実施し、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、第10条の規定により行うこととなる次順位者及び次順位者以外の者（調査対象者を除く。）に対する通知は、同条の規定にかかわらず、次の各号に定める書面をもってするものとする。

(1) 次順位者 入札結果通知書（様式第9号）

(2) 前号以外の者 入札結果通知書（様式第10号）

(次順位者の入札価格が予定価格の制限に達していない場合の措置)

**第14条** 契約主管課長は、第11条の規定により調査対象者を落札者とししない決定をした場合において、次順位者の入札価格が予定価格の制限に達していないときは、当該低入札価格調査に係る入札は、不調とする。

2 契約主管課長は、前項の規定により当該低入札価格調査に係る入札を不調としたときは、当該入札参加者に対し入札結果通知書（不調）（様式第11号）により通知するものとする。

（我孫子市低入札価格調査会の設置）

**第15条** 低入札価格調査制度を公平に、かつ、的確に実施し、入札価格の適正化を図るため我孫子市低入札価格調査会を設置する。

（任務）

**第16条** 調査会の任務は、工事又は製造の請負の入札に係るもので当該入札に係る落札価格が調査基準価格を下回ったものについて、その価格による契約の履行が適正になされるか否かについて、調査審議し、その結果を市長に報告するとともに、契約主管課長に通知することとする。

（組織）

**第17条** 調査会は、次に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって構成する。

総務部長 契約検査室長 施設管理課長 道路課長 交通課長 下水道課長 治水課長 建築住宅課長 公園緑地課長 市街地整備課長 発注主管課長
--

2 調査会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長には総務部長を、副委員長には契約検査室長をもって充てる。

3 委員長は、会務を取りまとめ、調査会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

**第18条** 調査会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 調査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

**第19条** 調査会の庶務は、総務課契約検査室において処理する。

（委任）

**第20条** この要綱に定めるもののほか調査会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

## 附 則

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第14号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年8月9日訓令第19号）

この訓令は、公示の日から施行する。

**附 則**（平成28年6月29日訓令第17号）

この訓令は、公示の日から施行する。

**附 則**（平成29年4月17日訓令第13号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成29年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の我孫子市低入札価格調査実施要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に公示する入札から適用し、同日前に公示した入札については、なお従前の例による。

**附 則**（平成29年5月17日訓令第15号）

この訓令は、公示の日から施行し、第1条の規定による改正後の我孫子市建設工事等入札及び契約制度検討委員会設置要綱の規定、第2条の規定による改正後の我孫子市景観形成推進委員会設置要綱の規定、第3条の規定による改正後の我孫子市有償刊行物取扱要綱の規定、第4条の規定による改正後の我孫子市男女共同参画プラン推進本部設置要綱の規定、第5条の規定による改正後の大規模小売店舗立地審査連絡会議設置要綱の規定、第6条の規定による改正後の我孫子市低入札価格調査実施要綱の規定、第7条の規定による改正後の我孫子市放射能対策会議設置要綱の規定、第8条の規定による改正後の我孫子市文化施設整備庁内検討委員会設置要綱の規定、第9条の規定による改正後の我孫子市新廃棄物処理施設整備運営方式等検討委員会設置要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

**附 則**（平成29年9月14日訓令第20号）

この訓令は、公示の日から施行する。

**附 則**（平成29年12月27日訓令第25号）

この訓令は、公示の日から施行する。